

第4章 景観計画区域等の設定

1. 景観計画区域

第2章で述べたように、本市の景観においては、市全域にわたって良好な景観、佐賀市固有の景観が存在し、かつ、市全域において何らかの景観への配慮が必要であることから、景観法第8条第2項第1号に基づく景観計画区域(*P83)を「佐賀市全域（地先公有水面を含む。）」とします。

さらに、多様な景観を有する本市において、良好な景観形成を図っていくためには、それぞれの地域の実情に合った景観の誘導を行うことが必要となります。そのため、市域を「①山ゾーン」「②平野ゾーン」「③まちゾーン」に分け、第5章に後述する景観形成方針や景観形成基準に基づき、景観誘導を行っていきます。



図：景観計画区域

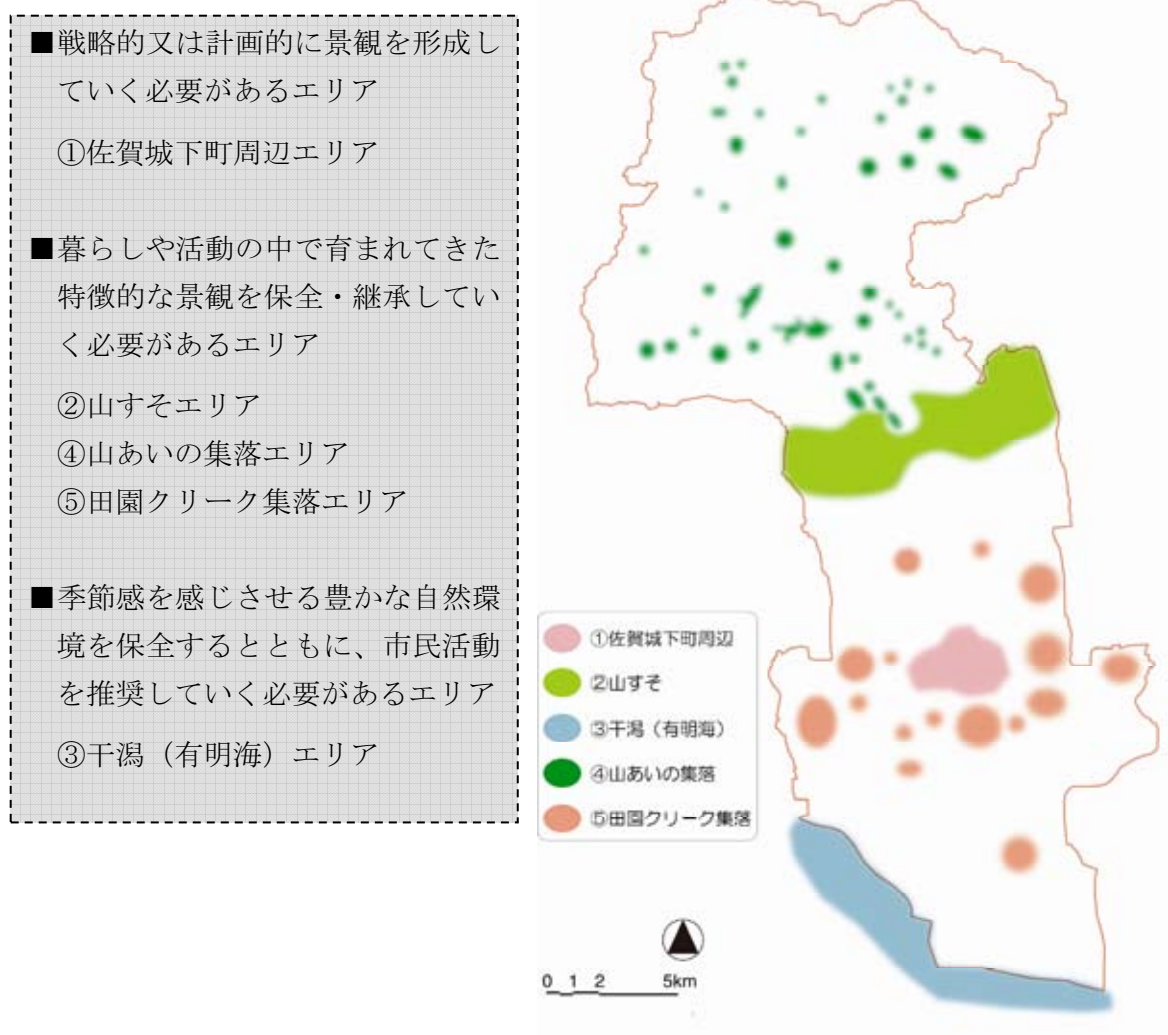
2. 景観誘導エリア

本市（景観計画区域）において、特に重点的に景観の誘導を図る必要があるエリア（一定の範囲のある区域）を、「景観誘導エリア」と位置づけます。

景観誘導エリアでは、その景観の保全、形成、活用に向けて、面的かつ総合的な取り組みが必要となります。

以上を踏まえ、本市では、以下の5つを景観誘導エリアとします。各エリアの特性に応じて、総合的な取り組み方針等を第6章で示します。

景観誘導エリアにおいて、景観法に基づく景観に関するルールについて、住民との協議が図られた地区については、後述する「景観形成地区」に指定することができます。



図：景観誘導エリア

3. 景観形成地区

市長は、景観計画区域のうち、特に重点的に景観の形成を図る必要があると認める地区を、「景観形成地区」として指定することができます。ただし、景観法に基づく景観に関するルールについて、住民との協議が図られた地区を対象とします。

景観形成地区では、景観法に基づく、「景観形成方針」「景観形成基準」等について定めることとし、重点的に景観の形成を図っていきます。

以上を踏まえ、本市では、以下の2地区を景観形成地区に指定し、具体的な方針や基準等については、第7章に後述します。

■戦略的又は計画的に景観を形成していく必要がある地区

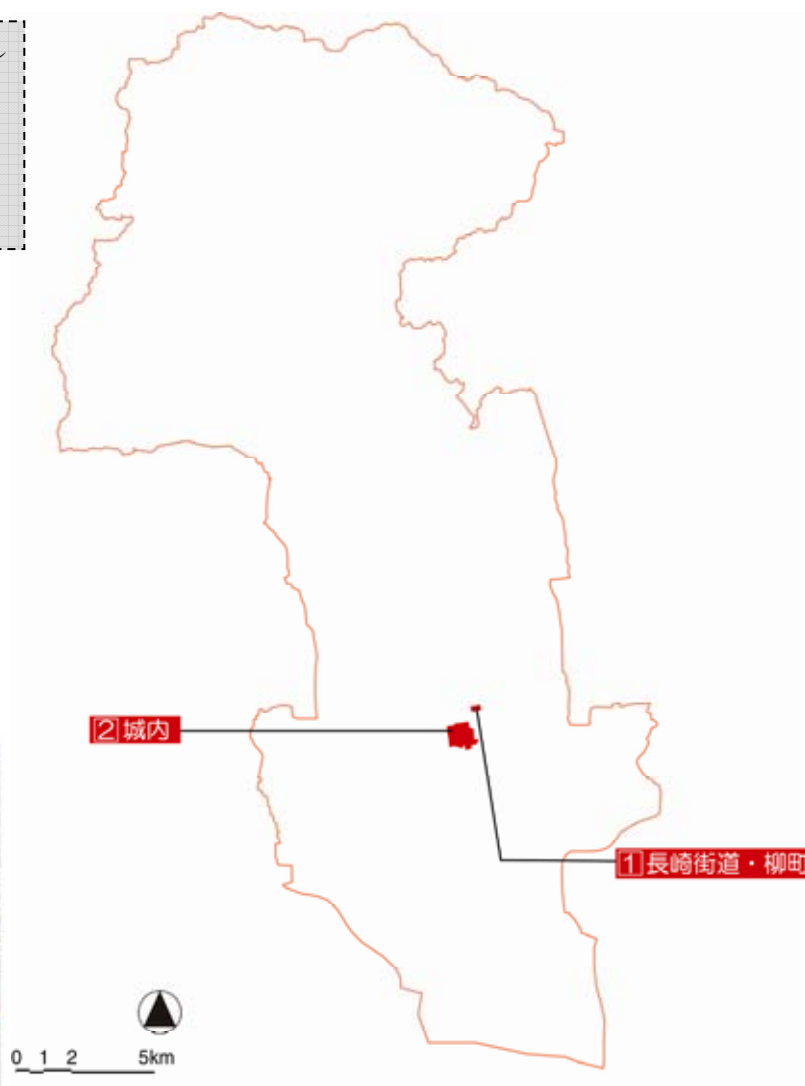
- ①長崎街道・柳町景観形成地区
- ②城内景観形成地区



長崎街道・柳町景観形成地区



城内景観形成地区



図：景観形成地区